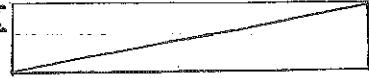


裁 決 書

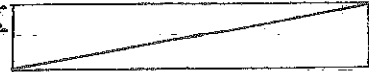
審査請求人

京都市中京区



法定代理人

京都市中京区



上記審査請求人から平成27年6月20日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成27年2月13日付けの費用徴収額決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文


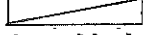
京都市長が平成27年2月13日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。

理 由

1 審査請求の要旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、京都市長（以下「処分庁」という。）が行った本件処分に対し、次の理由により処分の取消しを求める。

（理由）

請求人は、在学中に、英会話の習得を合わせた費を積み立てるためにアルバイトをしたが、アルバイトをしていることは法定代理人である世帯主も知らなかったことであり、事前に福祉事務所への申告が必要なことを請求人及び世帯主は知らなかったため、故意にやったわけではないのに不正な手段で保護を受給したとされるのは納得できない。

2 処分庁の弁明の要旨

- 平成25年5月17日、京都市中京福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、請求人世帯の保護を開始し、請求人の母親である世帯主から、世帯主のみ就労収入がある旨記載された収入申告書を受理した。
- 平成25年6月14日、福祉事務所長は、世帯主に対し、「生活保護のしおり」を手交し、収入申告義務（世帯主及び世帯員に収入があった場合には福祉事務所に対して申告する必要があること）について説明を行った。
- 平成25年10月8日、福祉事務所長は、世帯主から、世帯主及び請求人世帯に就労収入はない旨記載された収入申告書を受理した。
- 平成25年10月30日、福祉事務所長は、世帯主から、世帯主の子である請求人がアルバイトをしている可能性がある旨聴取したため、世帯主に対し、請求人のアルバイト収入については、福祉事務所長に申告が必要であることを改めて説明するとともに、請求人の給与明細を提出するよう伝えた。
- 平成25年11月20日、福祉事務所長は、世帯主から、請求人のアルバイトは屋台でのアルバイトであったため、給与は手渡しであり給与明細はなく、照会先も不明であるとの報告を受け、請求人のアルバイト収入が2万円から3万円であった旨記載された収入申告書を受理した。このため、同収入について

ては、後日収入認定を行った。

- (6) 平成25年11月29日、福祉事務所長は、世帯主から、世帯主及び請求人に就労収入はない旨記載された収入申告書を受理した。
- (7) 平成25年12月20日、平成26年2月26日、同年4月30日及び同年5月28日、福祉事務所長は、世帯主から、世帯主のみ就労収入がある旨記載された収入申告書を受理した。
- (8) 平成26年8月5日、福祉事務所長が請求人の課税状況調査を行ったところ、保護開始月である平成25年5月の時点で (以下「本件会社」という。) にて就労し、福祉事務所長に申告していない給与収入を得ていたことが判明した。
- (9) 平成26年8月20日、福祉事務所長は、世帯主に対し、同月5日に行った課税状況調査の結果を説明し、世帯主から請求人に対し事実確認を行うこと及び請求人の給与明細を提出するよう指示を行った。
- (10) 平成26年8月27日、福祉事務所長は、世帯主から、世帯主及び請求人について、就労収入がある旨記載された収入申告書を受理し、請求人は本件会社でアルバイトをしていたが既に退職していること、就労していた際の給与明細は一切ないこと及び退職後は別のところでアルバイトしていることを聴取した。
このため、福祉事務所長は、請求人の本件会社における就労及び収入の状況については、法第29条による調査を行うことを説明した。
- (11) 平成26年9月29日、福祉事務所長は、本件会社に対し、法第29条による調査書を送付した。
- (12) 平成26年10月7日、福祉事務所長は、本件会社から、法第29条による調査に対する回答を受理し、請求人が、平成25年□月から同年12月までの間、本件会社で就労しており、給与を得ていたことを確認したが、平成26年1月以降の就労状況については確認できなかった。このため、平成26年10月22日、福祉事務所長は、改めて本件会社に対し、法第29条による調査書を送付した。
- (13) 平成26年11月11日、福祉事務所長は、本件会社から、法第29条による調査に対する回答を受理し、請求人が平成26年□月□日に本件会社を退職していること及び平成25年□月から同26年□月までの間に65万290円の給与を得ており、その全額が未申告であることを確認した。
- (14) 平成26年12月3日、福祉事務所長は、世帯主から、請求人の未申告就労収入についての債務承認及び返還誓約書を受理した。
- (15) 平成27年2月12日、福祉事務所長は、就労収入が未申告であったことにより生じた保護費過払分65万290円について、法第78条第1項の規定により、費用徴収を行うことを決定し、同年5月13日、世帯主に対し内容を説明した上で、決定通知書を手交した。
- (16) 法第78条第1項は、費用徴収について、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」ことができると規定している。
また、法第78条第1項を適用する場合の、未申告収入に対する各種控除の取扱いについては、「生活保護手帳別冊問答集2014」問13-23で、「意図的に事実を故意に隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当でなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。
さらに、平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(以下「平成24年課長通知」という。)の2では、法第78条を適用する際の基準

- として、「④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書に虚偽があることが判明したとき」が掲げられている。
- (17) 本件において、福祉事務所長は、世帯主に対し、請求人世帯の保護を開始した直後に「生活保護のしおり」を手交した上で、請求人を含めた世帯全員の収入申告義務について説明をしている。
- また、請求人の屋台での未申告就労収入が発覚した際にも、世帯主に対し、世帯全員の収入申告義務について改めて説明を行っており、世帯主は、請求人の就労収入について、福祉事務所長に申告する必要があることは十分認識していたと考えられる。
- (18) にもかかわらず、福祉事務所長が、課税状況調査の結果に基づいて確認を行うまで、請求人が平成25年及び平成26年に本件会社で就労して、総額65万290円の給与収入を得ていたことを申告しなかった。
- (19) なお、世帯主は、請求人が就労していた事実を知らなかった旨の主張もしているが、たとえそのような状況であったとしても、収入を得ている世帯員はいないと申告して保護を受けることが許されるものではない。
- (20) 福祉事務所長は、ケース診断会議を開催し、請求人の給与収入の未申告について、就労して収入を得ていた事実を隠蔽したものであるとし、これにより過払いとなった保護費65万290円について、法第78条第1項による費用徴収決定処分を行うこととしたものである。
- (21) したがって、故意に就労収入を申告しなかったのではないとする請求人の主張は失当である。
- (22) 以上のとおり、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるため、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

3 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

- ア 平成25年5月17日、福祉事務所長は、請求人世帯の保護を開始し、世帯主から、「働いている方の氏名」欄に世帯主の名前のみが記載された収入申告書を受理した。
- イ 平成25年6月14日、福祉事務所長は、世帯主に対し、「生活保護のしおり」を手交し、生活保護制度について説明を行った。
- ウ 平成25年10月8日、福祉事務所長は、世帯主から、世帯主の名前のみが記載された収入申告書を受理した。
- エ 平成25年10月30日、福祉事務所長は、世帯主から、請求人が、アルバイトをしている可能性がある旨聴取したため、世帯主に対し、請求人の給与明細を提出するよう伝えた。
- オ 平成25年11月21日、福祉事務所長は、世帯主から、請求人のアルバイトは屋台でのアルバイトであったため、給与は手渡しであり給与明細はなく、照会先も不明であるとの報告を受け、請求人のアルバイト収入が2万円から3万円であった旨記載された収入申告書を受理した。このため、同収入について、平成26年5月20日に、同年4月1日付けで、3万円を収入認定した。
- カ 平成25年11月29日、同年12月20日、平成26年2月26日、同年4月30日、同年5月28日、福祉事務所長は、世帯主から、世帯主のみ収入がある旨の収入申告書を受理した。
- なお、平成25年12月20日、平成26年2月26日及び同年5月28日の収入申告書には、請求人に働きによる収入がない旨記載されている。
- キ 平成26年8月5日、福祉事務所長が、請求人の課税状況調査を行ったところ、保護開始月である平成25年5月の時点で本件会社にて就労し、福祉事務所長に申告していない給与収入を得ていたことが判明した。
- ク 平成26年8月20日、福祉事務所長は、世帯主に対し、同月5日に行った

課税状況調査の結果を説明し、世帯主から請求人に対し事実確認を行うこと及び請求人の給与明細を提出するよう指示を行った。

- ケ 平成26年8月27日、福祉事務所長は、世帯主から、世帯主及び請求人について就労収入がある旨記載された収入申告書を受領し、請求人が、本件会社でアルバイトしていたが既に退職したこと、就労していた際の給与明細は一切ないこと及び退職後は別のところでアルバイトしていることを、世帯主から聴取した。このため、福祉事務所長は、請求人の本件会社における就労及び収入の状況については、法第29条による調査を行うことを説明し、世帯主の了承を得た。
- コ 平成26年9月29日、福祉事務所長は、本件会社に対し、法第29条による調査書を送付した。
- サ 平成26年10月7日、福祉事務所長は、本件会社から法第29条による調査に対する回答を受領し、請求人が、平成25年〇月〇日から同年12月までの間、本件会社で就労しており、給与を得ていたことを確認した。
しかし、平成26年1月以降の就労状況については確認できなかったため、平成26年10月22日、福祉事務所長は改めて本件会社に対し、法第29条による調査書を送付した。
- シ 平成26年11月11日、福祉事務所長は、本件会社から法第29条による調査に対する回答を受領し、請求人が平成26年〇月〇日に退職していること及び平成25年〇月〇日から同26年〇月〇月までの間に、65万290円の給与を得ており、その全額が未申告であることを確認した。
- ス 平成26年12月3日、福祉事務所長は、世帯主から、請求人の未申告就労収入についての債務承認及び返還誓約書を受領した。
- セ 平成27年2月12日、処分庁は、就労収入が未申告であったことにより生じた保護費過払分65万290円について、法第78条第1項の規定により、費用徴収を行うことを決定し、同年5月13日、世帯主に対し、決定通知書を手交した。

(2) 判断

- ア 本件審査請求の申立て内容は、請求人のアルバイトについて、世帯主は知らなかったこと及び事前に福祉事務所へ申告が必要であるとの説明を受けていなかったため、請求人も世帯主も申告が必要であることを認識できなかったのであり、故意でないにもかかわらず、不正な手段で保護を受給したとの理由には納得できないため、本件処分の取消しを求めるとの趣旨である。
- イ 法は、福祉事務所長に対し、保護の適正な運営を図るため、常に被保護者の状況を調査して知っておくことを求める（法第25条）一方で、極めて多数に上る被保護者の状況変化を自らの調査だけで把握することは現実には困難であることから、被保護者の側からも所要の事項を届け出るよう求めている（法第61条）。
- ウ 法第78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と規定している。
- また、平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（以下「平成18年課長通知」という。）において、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に告げないことも含まれるとされており、さらに、法第78条によることが妥当な場合として、「保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等に虚偽があることが判明したとき」が挙げられており、平成24年課長通知の2においても、法第78条を適用する

際の基準として、「④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書に虚偽があることが判明したとき」が挙げられている。

そして、虚偽の申告や意図的な未申告が認められた場合には、保護費を支給した都道府県又は市町村の長は、法第78条により被保護者等から不正に受給した額を徴収することとなる。

エ 平成18年課長通知Iの2の(2)は、「収入申告の必要性や届出義務について保護の実施機関が被保護世帯に説明を行ったことや当該被保護者がその説明を理解したことを、保護の実施機関と被保護世帯とで共有し、そのことを明確にする」としている。

また、平成24年課長通知の2の(1)「届出又は申告の徹底について」は、「法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、立証を困難にしているものの原因は、被保護世帯に対する収入申告の義務についての説明が保護の実施機関によって十分にされていない、あるいは、説明を行ったとしても当該被保護世帯が理解したことについて、事後になってケース記録等によっても確認できないといったこと等にある」とし、「このような事態を未然に防止し、法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務を説明したこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要がある」としている。

そして、平成24年課長通知の2の(2)は、「世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる」ため、

「収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自署による署名等の記載を求めること」とし、「保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明する」こととしている。

したがって、虚偽の申告や意図的な未申告が認められるためには、福祉事務所長が、請求人に対し収入申告義務について説明し、請求人がその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要があるといえる。

オ これを本件についてみると、処分庁は、平成25年6月14日、福祉事務所長が、世帯主に対し「生活保護のしおり」を手交し、世帯主及び世帯員に収入があった場合には福祉事務所に対して申告する必要があることについて説明を行ったと弁明し、また、同年10月30日、請求人が本件会社でアルバイトする以前の別のアルバイトでの未申告就労収入が発覚した際にも、福祉事務所長は、世帯主に対し、請求人のアルバイト収入について、福祉事務所長に申告が必要であることを改めて説明したと弁明している。

しかし、平成18年課長通知Iの2の(2)及び平成24年課長通知の2の(1)にあるとおり、保護の実施機関が、被保護世帯の世帯主及び稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）に対し、収入申告の義務を説明したこと及びその内容を理解していることを保護の実施機関と被保護世帯との間で共有し、明確にする必要があるところ、処分庁が提出した記録から、福祉事務所長が、稼働年齢層の世帯員である請求人の自署による署名等の記載を求めたことを裏付ける資料を認めることができず、また、この他に稼働年齢層の世帯員である請求人に対し収入申告の義務について説明したことを裏付ける資料も認めることができないことから、福祉事務所長が、

請求人に対して、就労収入の申告義務について説明したとの事実も、請求人が収入申告義務の内容を理解していることを福祉事務所長と請求人との間で明確にした事実も立証されているとはいえない。

したがって、請求人が、就労収入の申告義務を認識していたと認めることはできないことから、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」と認めることはできない。

カ 以上より、処分庁が、請求人に対し、法第78条を適用したことは、法令等に従った適正な取扱いとは言えず、違法又は不当と認められる。

キ よって、本件審査請求は理由があると認め、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年3月22日

京 都 府 知 事 山 田 啓

